

令和3年8月25日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

緊急事態措置区域の指定に伴う各種取組みの徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、政府対策本部において、8月27日～9月12日の間、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、岐阜県新型コロナウイルス感染症第30回対策協議会・第42回対策本部本部員会議において、別添「緊急事態措置区域の指定を受けて」を決定いたしました。

については、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、別添のとおり、県民・事業者の皆様に対し、不要不急の外出の自粛や店舗の休業・時短営業などの各種取組みへの協力を要請いたします。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・ 緊急事態措置区域の指定を受けて
- ・ まん延防止等重点措置からの主な変更点
- ・ 岐阜県コロナ感染予防ガイド